

2021 年度の事業報告書

2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 浜松成年後見センター

1 事業の成果

浜松成年後見センターは、法律や医療、福祉の各専門職、そして高齢者や障害者支援に携わる人達がひとつになって、市民の誰もが権利が擁護され、安心して暮らせる地域の支援のシステムをつくるために、法人後見等を行う目的で 2013 年（平成 25 年）4 月 11 日に設立されました。

2013 年～2014 年度は、静岡県内の法人後見普及モデル事業の受託により、法人後見の起業と普及啓発を行ってきました。この 2 年間の啓発活動の成果が上がり、市内の地域包括支援センターや相談支援事業所、福祉サービス事業所、民生委員、行政等からの相談や業務の依頼が多数寄せられ、併せて家庭裁判所からも理解をいただきながら、法人としての後見人等の受任件数を増やしてまいりました。

2015 年度は、成年後見の業務の担い手を増やし、事業基盤を強化する目的で、静岡県よりの成年後見従事者育成モデル事業の受託により、市民後見人養成研修を実施しました。法人後見として実践している立場から、カリキュラムの策定、講師の選定、テキストの作成、研修の企画運営等、浜松成年後見センター独自の養成研修を実施しました。

2016 年度事業として、独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成を受け、「高齢者や障害者の地域の権利擁護支援体制の構築本事業」をすすめてきました。この事業では、現在浜松市が取り組んでいる成年後見制度利用促進にもつながる検討議論が重ねられました。

さらに 2017 年度は、みずほ福祉助成財団の助成を受けて「障害者の地域生活における権利擁護支援のあり方」をテーマに研究事業を行いました。愛知教育大学の増田樹郎名誉教授を中心に、社会福祉士、臨床心理士、福祉サービス事業関係者、手をつなぐ育成会リーダーらにより、障害者の意思決定支援のあり方を巡って熱心な議論が行われました。この研究の一環として、浜松市の障害者当事者および家族 1500 人を対象に成年後見制度に関するアンケート調査を実施したことは、成年後見制度の普及啓発に大きく寄与するものでした。

2017 年度より毎年継続して実務者養成研修も行ってきました。募集定員は専門職に限った若干名ですが、センター実務者の一員として、責任を持って実務を担えるよう丁寧に学べる体制を整えています。

成年後見人等受任件数は、年度毎に増加しています。2021 年度末では 171 件の受任となり、これまでの実績が延べ 200 人を超えました。受任件数が増えるにつれて、コンプライアンスを担保するための事務処理能力が組織に問われてきています。そのため、今年度は事務局機能の強化を目的に、パソコンの増設、防犯機能の強化、業務の効率化や正確さの向上等に向けた仕組みを作りました。

又、2017 年 12 月より浜松信用金庫（現 浜松いわた信用金庫）と業務提携を結んでいます。この提携により、金融機関窓口で顕在化しやすい財産管理の危うさを抱える人達を早期に発見し、関連機関と連携しながら支援介入できるようになりました。それに伴い 2020 年度からは、認知能力の低下はないが独居等で生活に不安を抱える方々を対象に、後見制度の利用ができなくても、何かあった時、直ぐ

に専門職の対応ができる『ライフサポート契約』を公正証書で結ぶ事で、安心して暮らしを継続することができるシステムを、浜松いわた信用金庫および一般社団法人はままつ資産承継相談所と協力しながら地域に広めていく活動を始めました。

2021年度は、浜松いわた信用金庫およびはままつ資産承継相談所と協議を重ね、2022年度より『ライフサポート契約』の本格実施を目指すこととしました。そして浜松いわた信用金庫の協力により、元城町に開設されているはままつ資産承継相談所に隣接する事務所に本拠地を移転することとなりました。2022年4月からは新事務所で事業を運営しています。はままつ資産承継相談所と一層の連携を図りながら、制度の隙間を埋める後見的支援を拡充していきたいと思っております。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が2016年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されています。2018年4月より厚生労働省に成年後見制度利用促進室が設置され、成年後見での推進は福祉の分野であることが示されました。成年後見制度利用促進基本計画に基づき、これらの施策を総合的かつ計画的にするために、地方自治体においても成年後見制度利用促進の基盤整備が勧められ、浜松市においても今後中核機関を設置して、成年後見制度の相談や関係機関のネットワーク、市民後見人の養成をすすめることになりました。

浜松市の成年後見制度利用促進体制の整備に向けて、2017年度から浜松市成年後見制度利用促進連絡会に事業者として参画し、浜松市の成年後見制度利用促進の基盤整備に協力してきました。2019年度からは浜松市社会福祉協議会に中核機関が開設され、当センターも事業に協力しています。2020年からは、成年後見制度利用促進連絡会の上部組織として「成年後見制度利用促進協議会」が設置され、当センターも委員として参加しています。

当センターは、全国権利擁護支援ネットワークに加盟し、全国各地で法人後見を行っている団体との交流や情報交換、ネットワークが主催する権利擁護従事者研修に参加しています。本年度も、全国実践交流会、全国権利擁護フォーラムが全国規模で開催され、成年後見制度利用促進をめぐる研修や意思決定支援の国際的な研究や実践の状況、国連からの勧告への対応等直面する問題についての考え方を学びました。

成年後見業務の実績

年	後見	保佐	補助	ライフサポート契約	委任事務契約 (内、死後事務契約)	合計
平成26年	34	18	5		1	59
平成27年	40	22	5		3 (2)	69
平成28年	49	28	7		5 (3)	87
平成29年	51	37	7		7 (5)	98
平成30年	64	40	7		8 (5)	115
平成31年度	70	50	10		15 (12)	133
令和2年度	84	63	15		37 (30)	171
令和3年度	101	61	23	13	131 (82)	329

類型	高齢者	障害者	合計
後見	45	56	101
保佐	25	36	61
補助	15	8	23
合計	85	100	185

地域の関係者からは予想を超えた需要と期待が寄せられてきましたが、信頼性の高い成年後見業務や権利擁護の活動を実現していくためには、担い手（人材）の確保、組織の運営管理体制、財政基盤の安定等が不可欠であり、今後も組織力強化につとめていきたいと思っております。

2020年从我が国にも新型コロナウイルスの感染が広まってきました。移動の自粛やイベントや研修会の開催の中止が相次ぎましたが、当法人では、コロナ禍にあっても、従事者の感染防止に十分対策を講じながら、会議や研修の開催についてはオンラインを活用するなどの整備をすすめ、事業を継続する努力を重ねています。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)人数	事業費 の金額 (単位：千 円)
(1) 成年後見人等の受任に関する事業 (5) 成年後見制度等の啓発、相談、利用支援事業	審判・確定ケース 成年後見 84件 保佐 63件 補助 15件 任意後見 4件 総計： 166件	(A)2021年度中 (B)依頼者の自宅、福祉施設、家庭裁判所、関係行政機関、病院、当センター事務所等 (C) 33人	(D)認知症高齢者、知的障害者、精神障害者、児童 (E) 166人	法定後見 54,103 任意後見 2,397
(2) 財産管理契約に関する事業 (3) 身上監護契約に関する事業	独居の高齢者、家族より依頼があり財産管理、身上監護、死後委任事務のサービスを実施した。 委任事務契約 5件 死後委任事務契約 9件	(A)2021年度中 (B)依頼者の自宅、福祉施設、家庭裁判所、関係行政機関、病院、当センター事務所等 (C) 9人	(D)認知症高齢者、知的障害者、精神障害者 (E) 9人	ライフサポート事業 1,810 委任事務契約等 4,363
(4) 成年後見人等の養成、研修、業務支援事業	実務者養成研修1回目 法人後見の理解、法人成年後見事業の理解、成年後見制度をめぐる最近の動向	(A)2022年1月22日 (B)遠鉄会議室 (C)2人	(D)市民（有資格者） (E)5人	60

	実務者養成研修2回目 成年後見制度の基礎 理解	(A)2022年1月29日 (B)浜松成年後見センター (C)1人	(D)市民（有 資格者） (E)4人	60
	実務者養成研修3回目 成年後見制度の法律 的理解、民法の理解 （公開講座）	(A)2022年2月5日 (B)アクト会議室 (C)2人	(D)市民（有 資格者） (E)28人※公 開講座のみ 24人	60
	実務者養成研修4回目 審判申立の実務、支援 計画の立案、定期報告 の実際	(A)2022年2月12日 (B)浜松成年後見センター (C)2人	(D)市民（有 資格者） (E)4人	60
	実務者養成研修5回目 高齢者事例によるグ ループワーク、障害者 事例によるグループ ワーク	(A)2022年2月19日 (B)浜松成年後見センター (C)2人	(D)市民（有 資格者） (E)4人	60
	実務者養成研修実習	(A)2022年2月～3月 (B)浜松成年後見センター (C)4人	(D)市民（有 資格者） (E)4人	60
(5) 成年後見制 度等の啓発、相 談、利用支援事業	成年後見制度の法律 的理解、民法の理解 （公開講座）	(2/5 実務者養成研修と併催)	(D)市民（一 般・関係機関 職員） (E)20人	(60)
(6) 成年後見制 度等に関連する 団体等との交流 及び連携事業	関係機関との合同研 修会・情報交換会・事 例検討会等 ↓ コロナ感染予防のた め実施できませんでした。			
(7) 成年後見制 度等に関する情 報収集、調査研 究事業	浜松市成年後見制度 利用促進協議会への 参画	(A)2021年度開催 2回 (B)浜松市役所 (C)1人	(D)権利擁護 従事者・関係 者 (E)13人	21

	浜松市成年後見制度 利用促進連絡会議へ の参画	(A) 2021年度開催 2回 (B) 浜松市役所 (C) 1人	(D) 権利擁護 従事者・関係 者 (E) 18人	14
(8) その他この 法人の目的を達 成するために必 要な事業	専門職のための成年 後見制度研修「任意後 見制度」	(A) 2021年 12月18日 (B) 浜松市 福祉交流センター (C) 1人	(D) 包括・ケ アマネ他 (E) 38人	
	専門職のための成年 後見制度研修「意思決 定支援」講師派遣	(A) 2022年1月28日 (B) 浜松市福祉交流センター (C) 1人	(D) 相談支 援・関係者 (E) 35人	
	浜松いわた信用金庫 からの委託事業 相談	(A) 随時 (B) 当センター他 (C) 1人	(D) 信用金庫 職員、利用者 (E) 36人	1,100

(2) 総会・理事会

名 称	内 容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所	人数
定期総会	・2020年度事業報告、 決算 ・2021年度事業計 画、予算	(A) 2021年5月23日(土) 11:30~12:00 (B) 浜松成年後見センター ※理事のみ 書面評決	5人
臨時総会	・新規理事の選任に ついて	(A) 2022年2月5日(土) 16:45~17:00 (B) コングレンスセンター 21会議室 ※理事のみ 書面評決	8人
第1回理事会	・定期総会議事につ いて	(A) 2021年4月17日(土) 11:00~11:30 (B) 浜松成年後見センター	5人
第2回理事会	・2021年度の活動 について	(A) 2021年5月21日(金) 18:00~19:40 (B) 浜松成年後見センター	5人
第3回理事会	・委任事務規定につ いて ・事務員の採用つ いて ・ホームページ・法 人パンフレットの改 定について	(A) 2021年10月30日(土) 14: 00~16:00 (B) 浜松成年後見センター	5人
第4回理事会	・新規理事の選任案 について	(A) 2022年2月5日(土) 16:30 ~16:45 (B) コングレンスセンター 21会議室	5人

第5回理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2021 年度補正予算案、2022 年度予算案について ・ 2022 年度総会開催について ・ 2022 年度役員体制について 	(A) 2022年3月18日(金) 18:30~19:30 (B) 浜松成年後見センター	10人
--------	---	--	-----

(3) 会議等

名 称	内 容	(A) 実施日時 (B) 実施場所	参加者
運営会議	センターの運営や実務上の諸問題に関する検討	(A) 2021年 ・ 8月18日 ・ 11月4日 ・ 12月3日 2022年 ・ 1月7日 ・ 2月18日 ・ 3月18日 (B) センター	コアメンバー(理事・主幹実務者他)
ミーティング	(A) 法人からの報告 (B) 新規ケース、継続ケースの情報共有	(A) 毎月第2木曜 (B) センター	実務者・他
マネジメント会議	(A) 受任検討会 (B) 法人ケースの重要事項の審議等	(A) 毎週金曜日 (B) センター	主幹実務者他
ライフサポート会議	(A) 契約の情報共有 (B) 相談報告検討	(A) 毎月第2木曜	担当者他